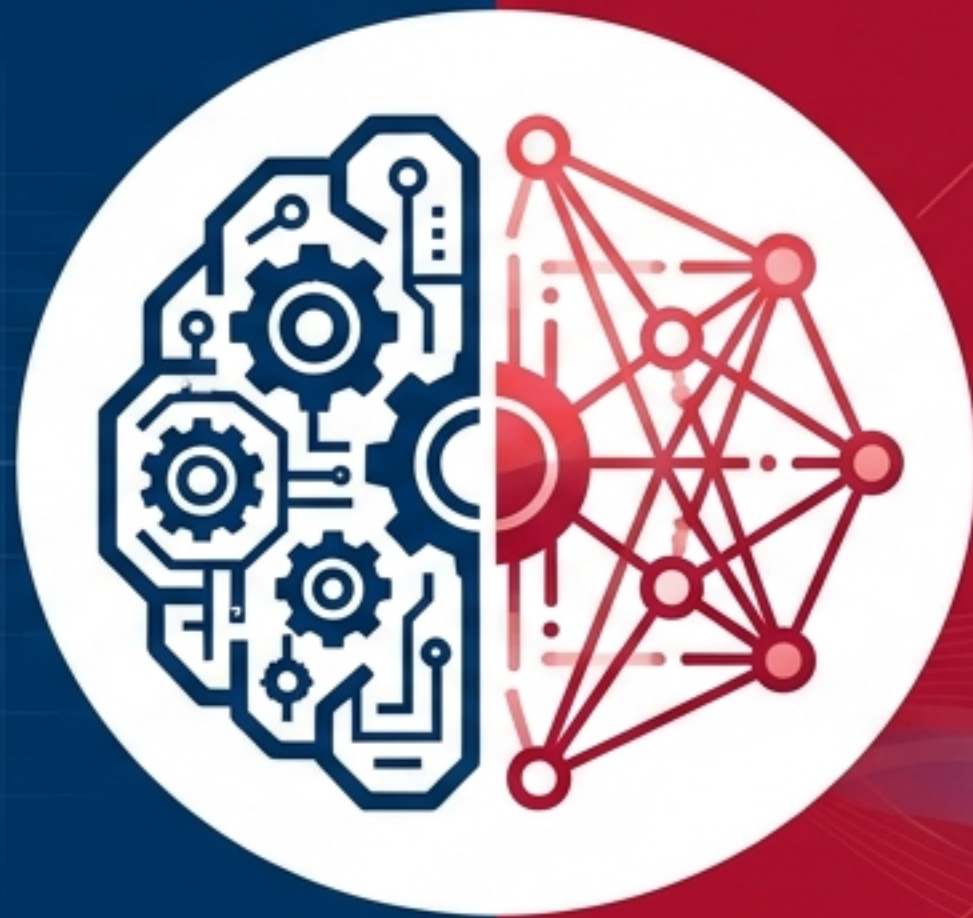


AIと人間の共同発明

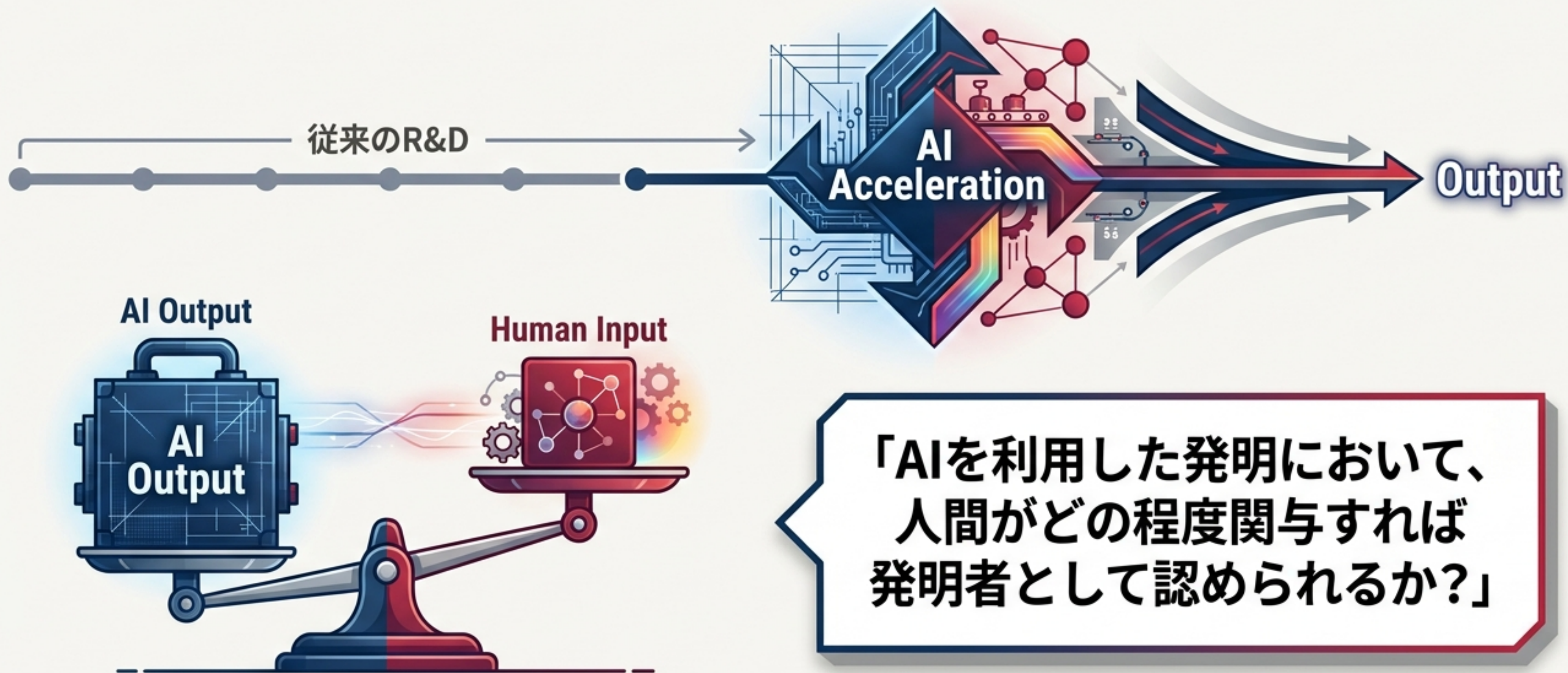
日米の発明者認定基準の違いによるケース分析



【対象】 特許・知財戦略担当者、AI開発・研究マネージャー

【目的】 AI支援発明における日米の特許性リスクの可視化と診断

R&DのAI化と特許制度の摩擦



AI技術の急速な発展に伴い、AIを利用した発明が多数生まれている。しかし、特許制度は人間に依存している。同じAIと人間の共同発明であっても、日米の認定基準の違いにより、特許保護の可否が完全に分かれる重大なリスクが生じている。

共通の絶対原則：AIは発明者になれない



日米ともに「発明者は自然人に限られる」という基本原則で完全に一致している。

AI自体を単独の発明者、あるいは共同発明者として特許出願することは不可。

米国: Thaler v. Vidal, 43 F.4th 1207 (Fed. Cir. 2022)

日本: ダバス事件第一審判決 (東京地判令和6年5月16日) / 出願却下処分取消請求控訴事件 (知財高判令和7年1月30日)

認定基準の根本的な分岐点

米国の基準：構想 (Conception)



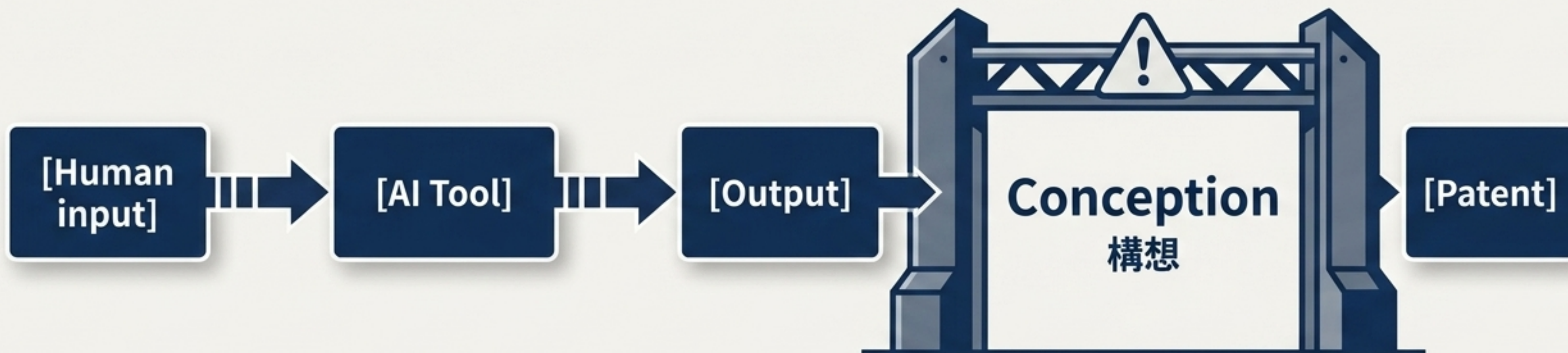
請求発明を明確・恒久的な具体的解決手段として「心中」に形成していたか。AIは単なる「道具」に過ぎない。

日本の基準：創作的寄与 (Creative Contribution)



発明の「特徴的部分 (従来技術に見られない課題解決手段を基礎づける部分)」の完成に現実に関与・寄与したか。

米国（USPTO 2025改訂）：厳格な「構想」の要求



- 2024年2月の「重要な貢献」アプローチは撤回。
- 必須条件: 人間が請求発明の各構成を具体的に把握し、通常の技能で実施化できる程度に説明できること。

⚠ Red Flag warning

AIの出力を人間が具体的に把握・説明できず、単に結果を受領・確認しただけの場合、発明者性は強く否定される。AIは人ではないため、共同発明（Pannuテスト）の枠組みも適用外。



日本（特許庁）：プロセス全体の「創作的寄与」



- 発明の特徴的部分の完成に関与したかどうかが重視される。
- AI出力を単に受領しただけでは不可だが、その前後のプロセスが評価対象となる。

知的財産推進計画2025等に基づき、AI開発者・利用者・効果確認者等の寄与をどのように総合的に評価し、共同発明として認定するかが現在、政策的に広く議論されている。

日米の発明者認定基準の比較マトリクス

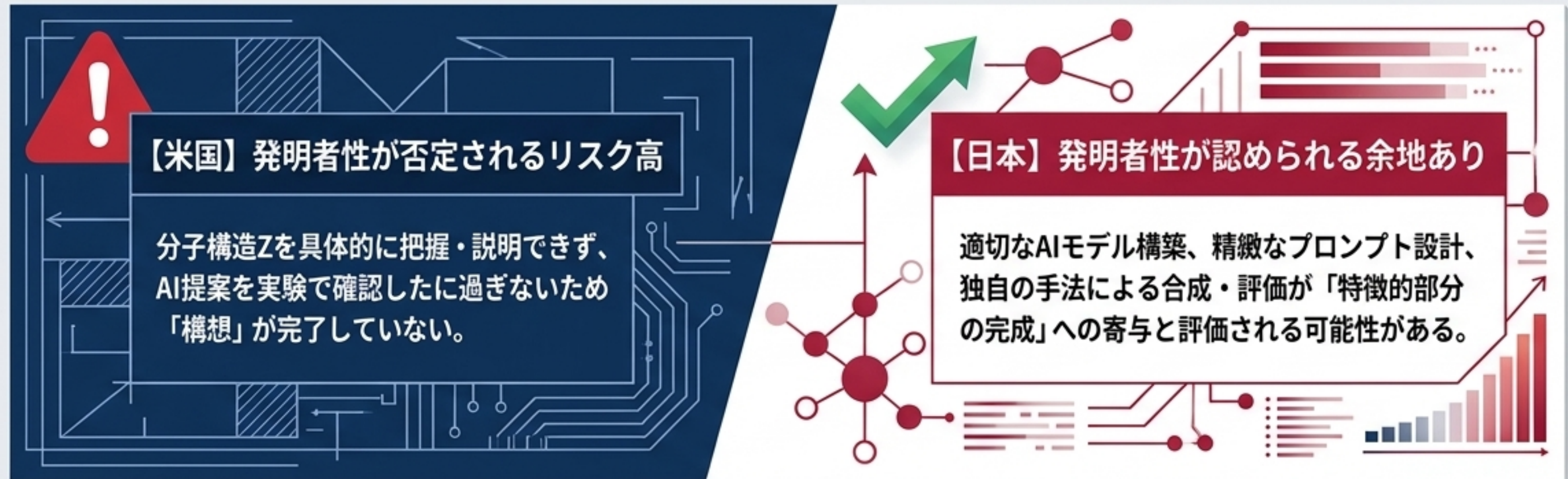
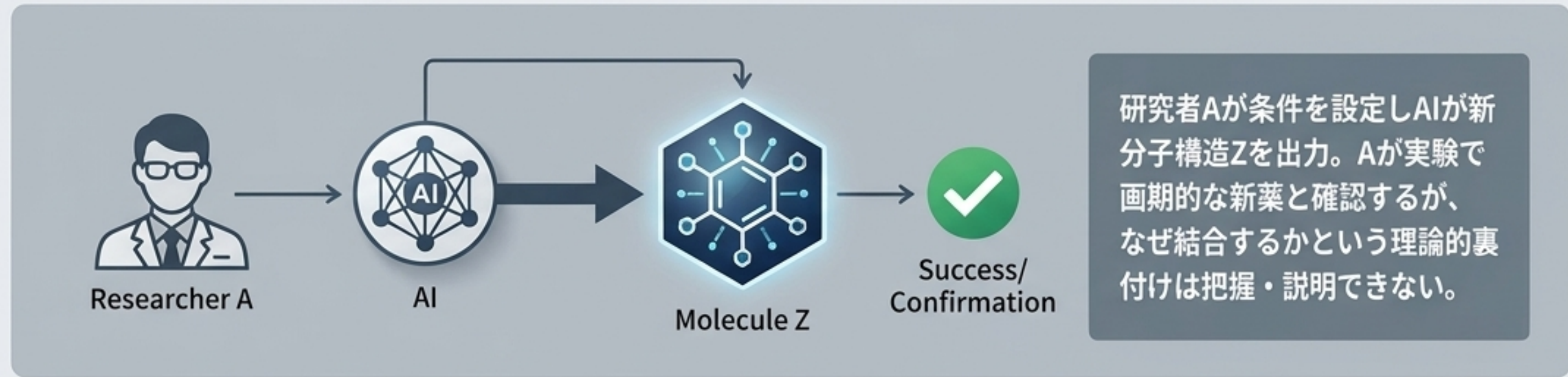
項目	 米国 (USPTO)	 日本 (特許庁)
基本原則	発明者は自然人に限られる	発明者は自然人に限られる
認定の基準	自然人による構想 (Conception)。請求発明を明確・恒久的な具体的解決手段として心中に形成していたか	特徴的部分の完成への創作的寄与。従来技術に見られない課題解決手段の完成に現実に関与したか
AIの出力の認識	人間が請求発明の各構成を具体的に把握し、通常の技能で実施化できる程度に説明できることが必須	発明の特徴的部分の完成に関与したかどうか重視される
共同発明の考え方	AIは人ではないため、共同発明 (Pannuテスト) の枠組みは適用されない	AI開発者・利用者・効果確認者等の寄与をどのように評価するかが政策的検討課題となっている

実践診断：3つのストレス・テスト

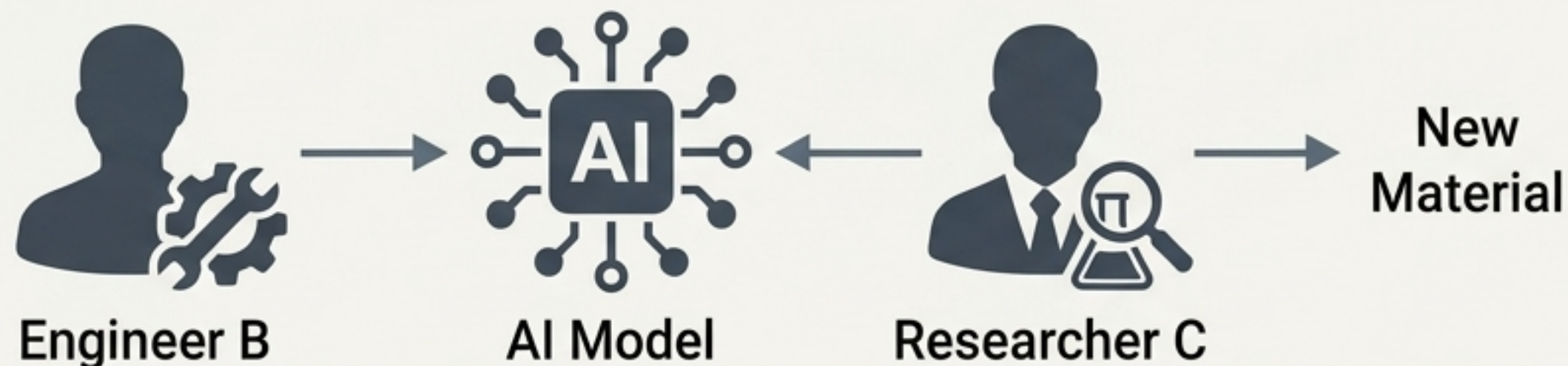
他の特許要件（新規性、進歩性等）を満たす前提で、同一のR&Dプロセスが日米でどう判定されるか？



ケース1：AIが導き出した新規化合物を採用したケース



ケース2：AI開発者とAI利用者の分業による発見ケース



エンジニアBが専用AIを開発。
研究者Cがプロンプトを入力。
Cが想定外の新しい組成をAIが出力し、Cが実験で有用性を証明。



【米国】 発明者性が否定されるリスク高

Cは特定の解決策を意図しておらず構想未了。Bはモデル開発のみで特定組成の構想なし。Pannuテストも適用外のため、両者とも否定される。



【日本】 発明者性が認められる余地あり

Bの特化モデル構築と、Cの探索条件設計・効果確認が組み合わせさり、共同して特徴的部分を完成させたと評価され得る。

ケース3：大量のAI生成案からのスクリーニングと具体化



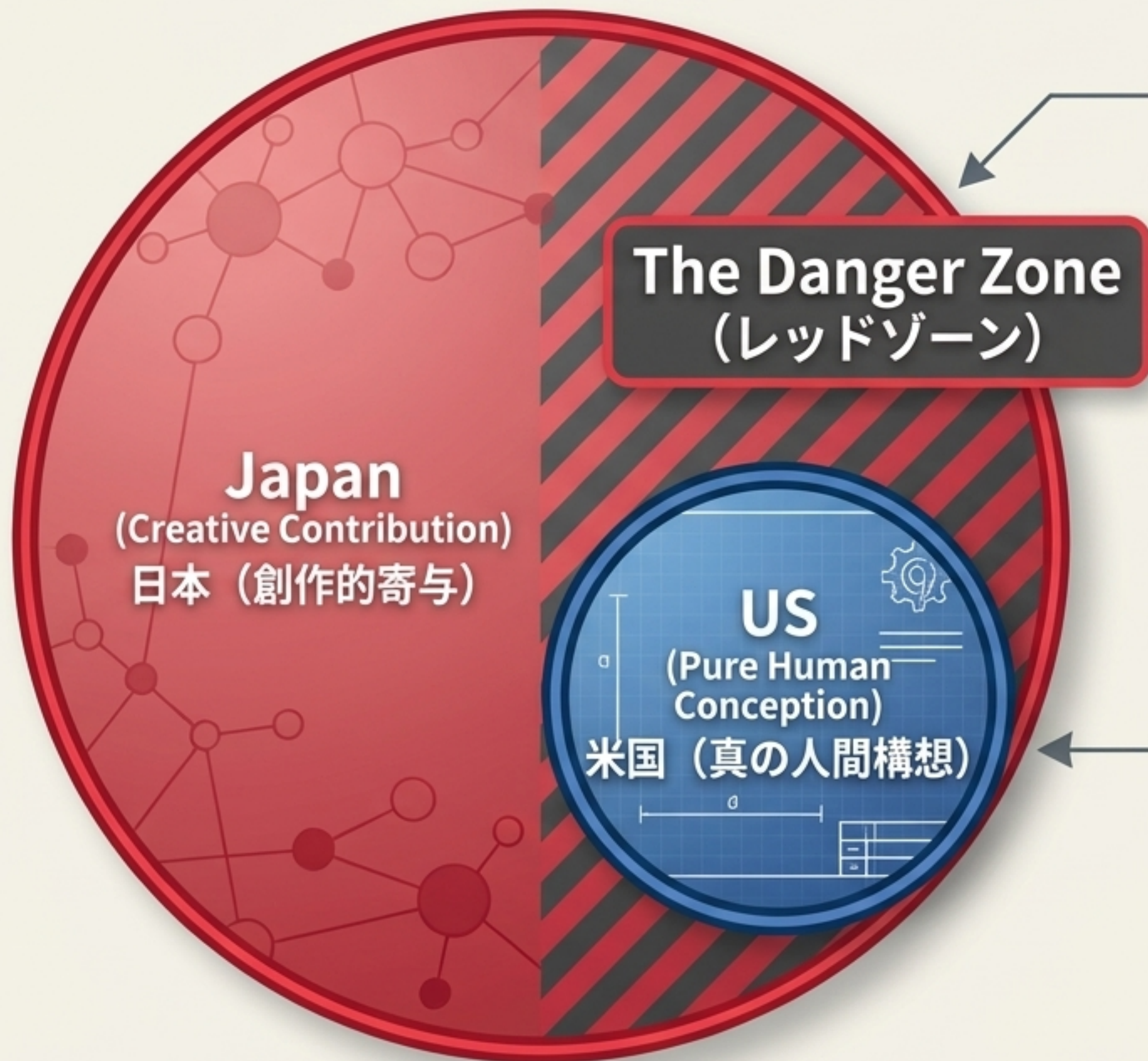
【米国】 発明者性が否定されるリスクあり

修正・具体化が請求発明全体から見て「付随的」に過ぎず、核心部分の構想がAIに依存していると判断されれば適格性否定。

【日本】 発明者性が認められやすい

単なる選択（補助者）ではなく、特徴部分の抽出・修正・具体化というプロセスが、発明の完成に向けた創作的寄与と評価される。

戦略的ギャップ：環太平洋知財リスクの正体



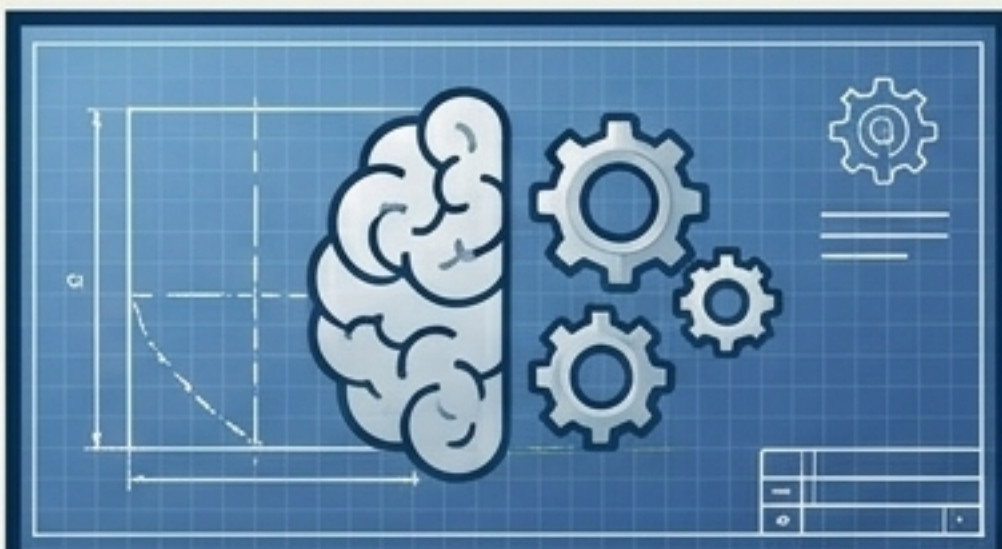
- The Danger Zone (レッドゾーン)：日本では「創作的寄与」として特許化可能だが、米国では「構想の欠如」として拒絶・無効化される領域。
- Insight: グローバル出願 (PCT等) において、日本の基準だけで発明者認定を行うと、米国移行時に致命的な欠陥 (発明者不在) となるリスクが潜んでいる。
- プロセス (データ選択、プロンプト、スクリーニング) への関与は日本で有利に働くが、米国では最終的な「なぜ動くのか (how/why)」の人間による完全な把握が盾となる。

グローバルAI R&Dのためのアクション・プラン



1. 共通基盤の徹底

AI単独の発明は無効。必ず関与した「自然人」を特定し、AIを単なる道具として位置づける出願戦略を構築する。



2. 米国向け「構想」の理論的武装

AIの出力をブラックボックスのまま受領しない。請求発明の各構成要素を人間が具体的に把握・説明(リバースエンジニアリング等)できる状態を確保する。



3. 日本向け「寄与」の証跡管理

結果の確認だけでなく、AIモデルの設計、学習データの選択、精緻なプロンプトの入力履歴など、プロセス全体における人間の創作的介入を詳細に記録する。

